主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人鈴木匡、同大場民男、同清水幸雄、同山本一道、同鈴木順二の上告理 由第二の第一点、第二点について

所論の点に関する原審の認定判断は、原判決挙示の証拠に照らし、正当として是認することができ、その過程に所論の違法はない。論旨は、ひつきよう、原審の専権に属する事実の認定、証拠の取捨を非難するものであつて、採用することができない。

同第一の第一点、第二点及び第二の第三点について

- 原審の適法に確定した事実は次のとおりである。
- 1 被上告人は名古屋市 a 区 b c 番の d、 e、 f、 g 及び h の各山林計一〇〇七 三平方メートル(以上五筆を以下「a」山林と略称する。)を所有していたが、名 古屋市の土地区画整理事業により昭和三〇年三月四日右「a」地の仮換地として名 古屋市 i 区 j n 番の d 宅地三〇一・六五平方メートル(以下仮換地「A」と略称する。)が指定された。
- 2 被上告人は、昭和三一年五月二五日訴外株式会社 D本店(以下「D」という。)に仮換地「A」を代金三・三平方メートル当り一万九〇〇〇円計一七三万三七五〇円で売却し、その登記として「a」山林について Dへの所有権移転登記を経由した。上告人は、昭和四二年五月二六日 Dより仮換地「A」を買い受け、その頃「a」山林につき所有権移転登記を経由した。
- 3 名古屋市長は、昭和四四年二月二七日「a」山林についての仮換地の指定を変更し、「a」山林のうち、前記c番のfを同番のfと二〇とに、同c番のhを同

番のhと一九とに各分割したうえ、c番のd、e、g、一九、二〇の山林計四二九五平方メートルを第一プロツクとし(右五筆を以下「b」山林と略称する。)、c番のf、hの山林計五七七八平方メートルを第二プロツクとし(右二筆を以下「a」山林と略称する。)、その仮換地として、「b」山林につき名古屋市i区kプロツク1番二七四・四一平方メートル(以下仮換地「B」と略称する。)を、「a」山林につき同市i区jブロツクn番のd宅地三〇二・九七平方メートル(以下仮換地「A」と略称する。)を各指定した。仮換地「A」と同「A」とには同一性がある。

- 4 名古屋市長は、昭和四四年九月九日換地として、「a 」山林につき名古屋市 o 区 p q 丁目 r 番の宅地三〇二・九七平方メートル(以下換地「A 」と略称する。)を、「b」山林につき同市 o 区 p f 丁目 s 番の宅地二七四・四一平方メートル(以下換地「B 」と略称する。)を各指定し、その頃換地「A 」及び換地「B 」について上告人のための各所有権移転登記を経由した。
- 二 右事実によると、「a」山林の仮換地「A」についてされた売買が仮換地「A」自体の位置、地目、面積に着目してされ、売買代金も右仮換地の面積とその三・三平方メートル当たり価格によつて定められたことは明らかであるところ、このような場合においては、右売買の時における仮換地「A」の従前地が「a」山林であつても、その後仮換地の指定が変更され、「a」山林が「a」、「b」の各山林に分割されたうえ、「a」山林につき仮換地「A」と同一性のある仮換地「A」が、「b」山林につき仮換地「B」が各指定され、次いで「a」山林に換地「A」が、「b」山林に換地「B」が各指定されたときには、仮換地「A」を買い受けた者は、右換地処分によつて換地「A」の所有権を取得するに止まり、同「B」の所有権を取得するものではないと解するのが、売買当事者の意思に合致し、かつ土地区画整理事業の趣旨にもかなうものと考えられる。

右と同旨の原審の判断は正当として是認することができる。所論は、これと異なる前提に立つて原判決を論難するものであり、また、所論引用の判例は事案を異に し本件に適切でない。論旨は採用することができない。

## 同第二の第四点について

所論の点に関する原審の認定判断は、原判決挙示の証拠に照らし、正当として是認することができ、その過程に所論の違法はない。論旨は採用することができない。よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

## 最高裁判所第二小法廷

豊	_	田	吉	找判長裁判官
男	昌	原	岡	裁判官
一郎	喜	塚	大	裁判官
讓		林	本	裁判官
夫	_	本	栗	裁判官